

ものづくり支援センターしもすわ  
中小製造業者設備投資促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 町内の中小製造業者が工場の設備投資を行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、健全な発展に寄与するとともに、設備投資を促進し、もって産業振興の活性化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小製造業者 日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に定める製造業に属する事業を主たる事業として営む者で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定するものをいう。
- (2) 設備 中小製造業者が当該事業の目的のために設置する機械装置及び測定装置で、直接に事業の用に供するものをいう。
- (3) 投下固定資産額 中小製造業者が当該事業の用に供するために取得した設備に係る取得価格をいう。

(補助対象者)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者に対し補助金を交付することができる。

- (1) 中小製造業者
- (2) 町内に事業所を有する者で、町内において当該事業を1年以上継続して営んでいるもの
- (3) 町内の事業所に一設備の投下固定資産額が100万円以上の設備を設置した者
- (4) 町税等の滞納のない者

(補助対象額)

第4条 一設備の投下固定資産額が100万円以上の設備の投下固定資産額を合算した額の100分の2以内とし、一の製造業者について100万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。(振込料は除く)

(補助交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、中小製造業者設備投資促進補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当年の1月2日から翌年1月1日まで

に行った投下固定資産額に対して翌年1月10日から2月5日までにものづくり支援センターしもすわ理事長に提出しなければならない。

- (1) 投下固定資産額がわかる取得した設備契約書又は見積書の写し
- (2) 下諏訪町償却資産申告書及び種類別明細書の写し
- (3) 投下固定資産額がわかる取得した設備代金の振込書又は領収書の写し
- (4) 町税の納税証明書
- (5) その他理事長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金額を決定し、中小製造業者設備投資促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第7条 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに中小製造業者設備投資促進補助金交付請求書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(減額、取消し等)

第8条 理事長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額若しくは一部を取り消し又は返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な行為により補助金を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付後1年以内に補助の対象となった設備を町外への移動、廃止又は売却したとき。
- (3) 補助金の交付を受ける時期において事業を廃止若しくは休止し、又はその状態にあるとき。
- (4) その他理事長が特に必要と認めたとき。

(重複補助の禁止)

第9条 この要綱に定める補助金は、下諏訪町商工業振興条例(平成21年下諏訪町条例第2号)に定める助成措置と重複して受けることができない。

附 則

1 この要綱は、平成24年1月2日から施行し、毎年、翌年の1月1日までに取得した設備に適用する。

様式第1号

ものづくり支援センターしもすわ  
中小製造業者設備投資促進補助金交付申請書

平成 年 月 日

ものづくり支援センターしもすわ  
理事長 原 雅廣 様

申請者 住 所  
事業所名  
代表者名 印  
電 話 ( ) -

ものづくり支援センターしもすわ中小製造業者設備投資促進補助金交付要綱による補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の内容

事業所の概要	工場の所在地	下諏訪町 番地	
	資 本 金		
	従 業 員 数		
	業種（日本標準産業分類による）		
取得した機械・装置（一設備の取得価格が100万円以上のもの）			
資産の名称	数 量	取得年月日	取得価格（円）
			取得価格の合計額

3 添付書類

- (1) 投下固定資産額がわかる取得した設備契約書又は見積書の写し
- (2) 下諏訪町償却資産申告書及び種類別明細書の写し
- (3) 投下固定資産額がわかる取得した設備代金の振込書又は領収書の写し
- (4) 町税の納税証明書
- (5) その他理事長が必要と認めるもの

業 種	中小企業者（以下のいずれかを満たすこと）	
	資本金（出資総額）	従業員（常用）
<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 3億円以下	<input type="checkbox"/> 300人以下

様式第2号

ものづくり支援センターしもすわ  
中小製造業者設備投資促進補助金交付決定通知書

年 月 日

事業所名  
代表者氏名 様

ものづくり支援センターしもすわ  
理事長 原 雅廣 印

年 月 日付で申請のあった ものづくり支援センターしもすわ中小製造業者設備投資促進補助金について、下記のとおり交付を決定します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の請求にあたっては、ものづくり支援センターしもすわ中小製造業者設備投資促進補助金交付請求書を理事長に提出してください。

様式第3号

ものづくり支援センターしもすわ  
中小製造業者設備投資促進補助金交付請求書

年 月 日

ものづくり支援センターしもすわ  
理事長 原 雅廣 様

住 所

事業所名

代表者名

印

電 話 ( ) ー

年 月 日付で交付決定のあった、ものづくり支援センターしもすわ中小製造業者設備投資促進補助金を下記のとおり交付してください。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	支店		
預金種別	当座・普通	口座番号	
(ふりがな) 口座名義			